

第3章 災害応急対策計画

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

市民等が市の指示に基づかず親戚や一縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。

エ 小中学校等の学校施設については、屋内運動場（体育館）を避難所として開設するが、外水もしくは内水氾濫等で当該施設に浸水の恐れがある場合は、施設管理者と協議の上、垂直避難可能な校舎等の施設を開放するなど、柔軟な対応を実施する。

オ 降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、必要に応じて県と連携し、避難所の被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるは男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、ゾーン分け等の対策のほか、避難者の受付での体調確認や検温、体調不良者の隔離、保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。

オ 感染症対策用品収納箱（避難所派遣職員用、避難所を開設する避難者用）の設置や、感染症対策資機材等の確保を行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定、地域包括連携協定（段ボール製品等の提供）、災害時における資機材のレンタルに関する協定、災害時における応急生活物資の供給に関

第3章 災害応急対策計画

第14節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

- (1) 市は、~~新型コロナウイルス感染症~~ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に協力を求める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、災害時における物資供給に関する協定、災害時における物資供給及び物資配送に関する協定、大規模災害時における物資の支援協力に関する協定、災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

- (2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救助物資の受入・配分

第3章 災害応急対策計画

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の~~伝授周知~~、避難、交通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、~~公安を維持する公共の安全と秩序の維持に当たる。~~

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備体制を解除する。

第3項 市が実施する対策

第3章 災害応急対策計画

高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

①屋内での退避行動

- ・窓や、ドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

②屋外での退避行動

- ・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまるなど、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

~~（1）局地的大雨に関する防災気象情報等の活用~~

~~市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。~~

（1）大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、津地方気象台が発表する大雪注意報・警報や、12時間並びに24時間降雪量などから大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

（2）雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れるなど、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第2章 災害予防・減災対策計画

第3節 地盤災害防止計画

第1項 計画の主旨

地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、住民への周知、適正な土地利用及び予防措置の指導、防災体制の整備等の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 現状

市域には、県が調査した土石流危険渓流27箇所、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所189箇所（指定箇所40箇所）、地すべり危険箇所2箇所（地すべり指定箇所1箇所）、山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所、三重県が平成25年度から令和~~元~~2年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所がある。

土砂災害危険箇所については、県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。

また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 土砂災害の防止（危機管理部、産業振興部、土木部）

- （1）急傾斜地崩壊等による災害予防のため、関係住民に対して、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。また、がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導するとともに、関係者自らがけ地等を観察して現状を把握するよう奨励する。
- （2）必要に応じパトロール等を実施して、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山地災害危険地区等について実態の把握に努め、被害の未然防止を図る。
- （3）土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に警戒避難体制を整備する。
- （4）警戒避難体制の整備に当たっては、災害情報の収集と伝達の円滑化を推進するため土砂災害情報~~相互通報~~提供システムを活用する。

〔警戒避難体制の内容〕

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法

第2章 災害予防・減災対策計画

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

地震時における救助活動，被災者の救援救護活動を行うために必要な物資は，発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮し，一定数量を市内各所に分散備蓄する。

非常食料，生活物資の備蓄については，備蓄方針を策定のうえ対策を実施する。

備蓄方針には，過去最大クラスの南海トラフ地震の被害想定を基に，基幹収容避難所への効果的な分散備蓄に努めるほか，津波浸水等を考慮し，備蓄物資の保管場所及び再配置等の内容を盛り込む。

また，地域や市民においても食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努める。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は，下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い，不足するものについては，迅速に補充等，整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	上下水道総務課
医療（助産）・救護に必要な器具	健康づくり課
防疫に必要な薬品器具	環境政策課
地震・津波又は火災に必要な資材器具	消防課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管財課・地域協働課

各機関の点検責任者は，それぞれ点検計画を作成し，実施する。

点検，整備は次の事項に留意し実施する。

(1) 資機材等

数量の確認，不良品の取替え，薬剤等の効果測定など

(2) 機械類

不良箇所の有無及び故障の整備，不良部品の取替え，機能試験の実施など

2 非常食料，生活物資の備蓄（危機管理部，上下水道局）

市は，~~新型コロナウイルス感染症等~~ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ，災害時に必要とされる食料，飲料水，生活必需品及び関連資機材の備蓄物資の数量目標を設定し，企業等の協力を得ながら，あらかじめ調達体制を構築しておく。

なお，物資や機材等の管理は，「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

第3章 災害応急対策計画

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部，消防対策部）

防災行政無線のほか，市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており，防災対策に関する通信を行う。

なお，上下水道対策部についてはＩＰ無線を利用する。

(5) 地域ＢＷＡを利用した通信（総務管理部，避難所対策部）

（株）ケーブルネット鈴鹿が整備した地域ＢＷＡによるインターネット網を活用し，ＩＰ通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため，西日本電信電話株式会社三重支店と協力し，特設公衆電話を開設する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定）

資料編 16-2423 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班，総務管理部）

地震災害が発生し，又は発生のおそれがある場合，通信が途絶又は輻輳のおそれがあるときは，被害状況等を把握するため，無線車を災害現地に派遣し，災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

地震の発生により，公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は，無線を用いた専用通信である。特に，県，市，警察本部，气象台，国土交通省，海上保安部，東海旅客鉄道株式会社，中日本高速道路株式会社，さらに中部電力パワーグリッド株式会社，ガス会社，私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため，適切な応急措置が要求される。各機関においては，あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが，なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検，応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設，電池等），移動無線等の仮回線用資機材など，応急用資機材の確保充実を図ると同時に，これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう務める。

第3章 災害応急対策計画

つ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるは男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、ゾーン分け等の対策のほか、避難者の受付での体調確認や検温、体調不良者の隔離、保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。

オ 感染症対策用品収納箱（避難所派遣職員用、避難所を開設する避難者用）の設置や、感染症対策資機材等の確保を行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定、地域包括連携協定（段ボール製品等の提供）、災害時における資機材のレンタルに関する協定）

カ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

キ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

ク 避難者の住宅については、速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。

ケ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により移住を促し、避難所の開設期間の短期化に努めることを基本とする。

コ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。

サ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や、災害時要援護者等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。

第3章 災害応急対策計画

第15節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

- (1) 市は、~~新型コロナウイルス感染症~~ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に協力を求める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、災害時における物資供給に関する協定、災害時における物資供給及び物資配送に関する協定、大規模災害時における物資の支援協力に関する協定、災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

- (2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救援物資の受入・配分

第3章 災害応急対策計画

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

地震災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の~~伝授~~
~~周知~~、避難、交通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、~~公安を維持する公共の~~
~~安全と秩序の維持に当たる。~~

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、
情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところ
により、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備
体制を解除する。

第3項 市が実施する対策